

平成21年度 福生市学校評議員の方々をご紹介します

学校評議員とは、学校が保護者や地域住民の信頼に応えるとともに、連携・協力を図り、開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの推進を図るために学校教育法の規程に基づき設置されています。

学校評議員は、校長の求めに応じ、学校の教育活動、地域との連携その他、校長の権限に属する学校運営について意見を述べるすることができます。

学校評議員の役割は、学校・家庭・地域が連携・協力し、より良い教育の実現を目指すとともに、学校の自主性・自立性を高め、校長が地域の声を把握しながら適正な学校運営を行うことを支援していくものです。

本年度学校評議員(敬称略、五十音順)

第一小学校	青柳里江子・井上泰子・酒井憲幸・千葉 進・中森富久 森田治男・山田富美子
第二小学校	猪俣淳子・大杉浩司・尾形武則・柴崎 斉・清水義朋 森田幸春
第三小学校	小川児生・荻野安次郎・佐藤正明・高橋 勉・中野恵一 原島水子・深澤和也
第四小学校	岩附 緑・内田紀久雄・加藤和夫・小山 誠・田村半十郎 日野さよ子・古谷修一・山下真一
第五小学校	乙津豊彦・久島久子・佐野 武・菅井憲一・副島正巳 高梨昭二・藤原 勝
第六小学校	赤毛祐子・厚谷まゆみ・栗島ナミ・高田ヒロ子
第七小学校	新井寛雄・池田英津子・石川一郎・井上義久・上野昌平 木村輝幸・桐ヶ谷茂子・田村 淳・東川 幸
第一中学校	阿南育子・石川裕子・伊藤弘大・高水清安・辻野具成 土谷利美・日野元信
第二中学校	田村明浩・幡垣正生・前 里恵・三好淳子・八巻 稔
第三中学校	浅井嘉平・有水 香・井上 誠・田村 昇・田村半十郎 羽場 茂・原嶋卓美・山下真一・渡辺三代子

一年間よろしくお願ひします

問合せ 指導室 学務・指導係 ☎551・1948

教育随想

前福生市学校給食センター
運営審議会委員

加藤 浩子



子どもたちが楽しみにしている給食。親にとっても思い出深い給食。世代は違っても親子の会話をつなぐきっかけとして一役買っている「学校給食」について、思い出を巡らせてみました。

小学校のお子さんがいる各

家庭には、給食献立表が毎月配布されます。ご自身の幼少時代に比べ、随分とメニューが豊富になったと感じる方も少なくないようです。最近ではご飯の回数が増え、世の中の「伝統的な和食を見直そう」という動きと相まって、好きな給食メニューに和食を挙げるお子さんも多いと聞きます。

でも学びますので、どこで作られたのかを調べるうちに、それぞれの食材が適応した気候や風土の中で生まれ、やがて食卓に並ぶのだと悟ります。遠方から運ばれてくる食材には、その分の輸送費を上乘せざるを得ませんが、価格を抑えようとすれば、効率化を図るために農薬や抗生物質を用いたり、生産者の収益を減らすなどの手段で、採算を合わせる必要が出てきます。

福生市の学校給食は、でき



食材下処理の様子

ランチキッス
福つくん&生つつちゃん



福生市の小学生の皆さん！
今日もおいしく、楽しく、
感謝して給食をいただきます
しょう”

文化財だより

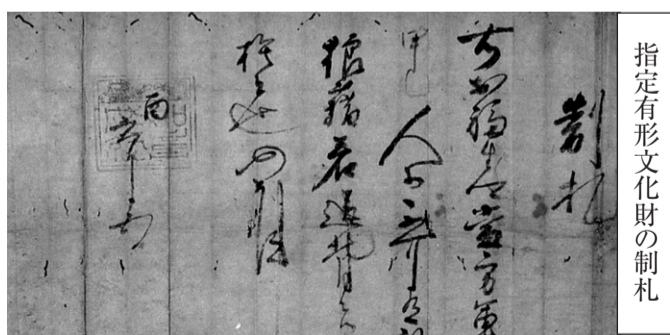
「福生の文化財 保護制度」

文化財は先人から伝えられた貴重な財産で、市の歴史や文化を理解し、地域の歴史に根ざした新しい文化を創造していく上で欠くことのできないものです。しかし現状は、開発など都市化の伸展や生活の変化に伴って徐々に失われているのが実態です。

そのため市では、昭和48年に「福生市文化財保護条例」を制定し、特に重要な文化財は指定して保護する指定文化財制度を開始しました。その後平成3年には、貴重な文化

財は市文化財登録台帳に登録し、広く浅く保護する登録文化財制度を全国に先駆けて導入し、市内にのこされた文化財の保護を行なっています。

一見ありふれた文化財であっても、それらが市の歴史や郷土の歴史を知るうえで、重要であれば登録文化財として広く保護の対象とし、このなかで学術的・芸術的に特に価値の高いものは、指定文化財として重点的に保護しています。



指定有形文化財の制札

登録文化財制度は、毎年所有者が市に申請する1年更新の現状変更(修理など)を行なう場合は、事後の申告で可能であるなど、所有者に対する私権の制限をできる限り排除しています。この制度により、市内にのこる多くの文化財が、保護の対象となりました。

現在までに63件28,846点の文化財が市登録文化財に、この内より貴重な33

件1,855点が市指定文化財となり保護されています。

市では文化財総合調査を実施し、文化財の所在の把握と記録保存をするともに、福生の歴史や文化を伝える古文書、民具、古い写真、古い石造物等を収集しています。収集した文化財は必要であれば保存処理を施して大切に保管します。さらに調査後、郷土資料室での展示や調査報告書を刊行することで、文化財を公開・活用するとともに情報提供も行なっています。

文化財に関する
資料や情報の収集に
ご協力をお願いします。

指定史跡のみずくらいど



問合せ

社会教育課 文化財係

☎530・1120